

# 宮崎県公報

平成25年9月9日(月曜日) 第 2521 号

発 行 **宮 崎 県** 

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

# 目 次

頁 然環境課) 1

○民有林の保安林の指定(3件)・・・・・・・(自然環境課)1

○大規模小売店舗の新設に関する届出………(商工政策課) 1

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し(管理課)	2
○開発行為に関する工事の完了(建築住宅課)	3
○入札公告	3

### 監査委員公告

○監査結果に基づき講じた措置の公表……4

# 告示

### 宮崎県告示第 521号

森林法(昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字冨土字大荷田2966-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 522号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字無位ヶ谷2691から2693まで、2695から2700まで、字権代2702から2713まで、2714 1、2714 2、2715 3、2715 イ、2716から2725まで、字華 龍ノ口2751 イ、2751 ロ、大字市木字山ノ口2986 1、2986 4、2986 8、2986 13、2986 15、2986 51
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置い て縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 523号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字堂ノ下 291-17、291-31から 291-33まで
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置い て縦覧に供する。)

# 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規 定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

## 宮崎県公報

から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)スポーツデポ都城都北店 都城市都北町5740番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目4番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番40号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年4月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,285㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北西側及び南西側 133台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 30台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 65㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南側 15.86㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 5 箇所 建物敷地北西側、南西側及び北東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日 平成25年8月27日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年9月9日から平成26年1月9日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成25年9月9日から平成26年1月9日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者					処分の内容	処分の原因と	加八ナトを年日ロ
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処分をした年月日
宮崎県知事許可(般-23)第4567号	鍋倉設備工業(株)	鍋倉 智仁	宮崎県日南 市大字殿所 字前田81- 1	一般	土木工事業、水道施設 工事業	平成25年7月 8日付けで廃 業した旨の届	平成25年7月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第629号	㈱大和組	中原 康憲	宮崎県北諸 県郡三股町 大字樺山31 68-4	一般	管工事業	平成25年7月 25日 "	平成25年 7 月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第7199号	術)輝工務店	後藤 公一	宮崎県東諸県郡国富町大字須志田394	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、水道施設工事業	平成25年7月 17日 "	平成25年 7 月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 12291号	㈱ナカノ	中野 義弘	宮崎県小林 市大字細野 3855-1	一般	管工事業	平成25年7月 19日″	平成25年7月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第7519号	(株)宮崎ガスサ ービスショッ プ	達富修	宮崎県延岡 市大瀬町1 -9-8	一般	機械器具設置工事業	平成25年7月 1日″	平成25年7月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 12944号	(有)大宮ハウジ ング	安藤 正史	宮崎県宮崎 市下北方町 牟夕田1193 - 1	一般	建築工事業	平成25年7月 22日 "	平成25年7月22日 (全廃業)

		<u> </u>	-1 /1	<u> </u>				
宮崎県知事許可(般-21)第 12013号	住吉石材セン ター	松田	慎二郎	宮崎県宮崎 市大工2- 102-3	一般	建築工事業、石工事業	平成25年7月 31日″	平成25年7月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-21)第6658号	(有)迫間林建土 木	迫間	光義	宮崎県都城 市高崎町前 田3451	—般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、網構造物工事業、ほ装工事業、とゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成25年7月 31日 "	平成25年7月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第8810号	(前児玉工務店	兒玉	利晴	宮崎県東諸 県郡綾町大 字北俣4562 - 6	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび ・土工工事業、ほ装工 事業、内装仕上工事業 、水道施設工事業	平成25年7月 3日″	平成25年7月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第9547号	(有)アーネスホ ーム	藤田	優雄	宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町8	一般	建築工事業	平成25年7月 12日〃	平成25年7月12日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第 10936号	岩原建装	岩原	末吉	宮崎県日向 市大字平岩 6449-33	一般	建具工事業	平成25年7月 5日″	平成25年7月5日 (全廃業)

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により 許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び名称
北諸県郡三股町蓼池3619番14	小林市細野61-17 コゾノコーポレーション株式会 社

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 業務名 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理 支援に関する業務
- (4) 業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- (5) 納入期限 平成26年1月1日
- (6) 契約期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで (60 月)
- (7) 納入場所 入札説明書による。
- (8) 入札方法 (1)の借入物品及び(3)の業務について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額及び運用管理支援一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか を問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する 金額を入札書に記載すること。

- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号及び第4号の規定 による契約であり、県は、上記1の(6)の契約期間において次に 掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除する ものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契 約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格要件
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務でかつ種目が電算機器であること又は営業種目が電算業務でかつ種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
  - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供 等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供 できると認められる者であること。
  - オ 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に ついて必要な知識を有している者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を

満たすことを証明する書類を下記アからウまでにより提出しな

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは これに応じなければならない。

- ァ 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- イ 提出期限 平成25年10月15日午後5時
- ゥ 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限 る。) により提出すること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橘通東2丁目 10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7116
- (2) 期間 平成25年9月9日から平成25年10月21日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 期間 平成25年9月9日から平成25年10月15日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問につ いては平成25年10月15日午後5時まで受け付ける。なお、入札に 関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとす る者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メー ル又はホームページで通知する。

- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部市町村課行政担当
- (2) 提出期限 平成25年10月21日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る 。) により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター会議室 宮崎市 橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成25年10月22日午後1時30分
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第100条の規定による。

- 10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
  - (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
  - (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が2者以上あると きは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するも のとする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県総務部市町村課行政担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7116
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
  - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

### 崎 県 公 報

- 15 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service required: Computer System for the basic residential registers, 1set
  - (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.21 October 2013
  - (3) Contact point for the notice: General Affairs Department Section Municipal Affairs Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7116

### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成25年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量 普通科高校教育用コンピュータ賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- 3 蒸札者を決定した日 平成25年7月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 株式会社学教 宮崎県宮崎市小松字受別府 218番地 2
- (2) 日通商事株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市広島2丁目5番10
- 5 落札金額

45,309,600円

6 一般競争入札の公告を行った日 平成25年5月23日

# 監查委員公告

平成25年4月4日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知 事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22 年法律第67号) 第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する

平成25年9月9日

宮崎県監査委員 宮 本 尊 宮崎県監査委員 山 口 博 宮崎県監査委員 横 田 照 夫 宮崎県監査委員 十 屋 幸 平

### 1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
生活•	N P O 等財政・運営基	今後は、委託事業に係る
協働・	盤強化事業業務委託等に	事務の進捗状況の管理を徹
男女参	ついて、契約書の作成が	底し、適時適切に契約を締
画課	遅れているものが見受け	結するなど適正な事務処理
	られた。留意を要する。	に努める。
	(注意事項)	
医療薬	宮崎県地域医療支援機	契約書の作成事務につい
務課	構ウェブサイト運用及び	ては、今後、遅れが生じな
	広報誌制作業務委託等に	いよう、委託先と十分な連
	ついて、契約書の作成が	携のもとに速やかな事務処
	大幅に遅れているものや	理を行い、適正な事務の執

		<u>古 啊 宋 公 = </u>	FIX	 	1/2/20 + 0 /) 0	口(万曜日/ 安 2021 与
	実施計画書が提出されて	行に努めることとした。				とした。
	いないものが見受けられ	また、実施計画書につい			非常勤職員の通勤費用	過払となっている該当者
	た。留意を要する。(指	ては、監査後速やかに受理			について、過払となって	から、該当月にあった非常
	摘事項)	した。			   いるものが散見された。	   勤職員費用弁償の戻入処理
		今後、契約に基づく提出			善処を要する。(注意事	を直ちに行った。
		書類に漏れがないか確認を			項)	今後、給与支給担当者に
		徹底するとともに、内部チ				よる出勤簿の確認を徹底し
		エック体制を強化し、適正				、また、支出負担行為兼支
		な契約事務の執行に努める				出命令書に出勤簿を添付し
	医:大块部式 (表 // / / / / / / / /	こととした。				て上司によるチェック体制
	医療施設耐震化促進事					を強化し、再発防止に努め
	業費補助金の執行につい	況の管理を徹底するととも				ることとした。
	て、会計年度区分が適当	に、補助事業実施者と十分		高鍋保	非常勤職員の通勤費用	非常勤職員の出勤状況を
	でないものがあった。留	な協議を行い、財務規則に		健所	について、過払となって	確認し、費用弁償対象でな
	意を要する。(注意事項	基づいた適正な事務処理に			いるものがあった。善処	い休暇分の過払の戻入処理
	)	努めることとした。			を要する。(注意事項)	を速やかに行った。
障害福	宮崎県市町村地域自殺	すべての市町村の交付決				今後、非常勤職員の通勤
祉課	対策緊急強化基金事業補	定を同日付で処理していた				費用を支出する際には、出
	助金等について、交付決	が、今後、交付要件を満た				勤日の確認として決裁時に
	定事務が遅れているもの	した市町村から順に処理す				、出勤簿と休暇処理簿を添
	が見受けられた。留意を	るとともに、事業計画の協				付し上司と相互確認を行い
	要する。(注意事項)	議・精査等の交付決定事務				、適正な事務処理を行うこ
		   を速やかに行うことで、事				ととした。
		務が遅延することのないよ			旅費について、旅行雑	重複して支給した旅行雑
		う適正な処理に努めること			費が重複して支給されて	費の戻入処理を速やかに行
		とした。			いるものが散見された。	った。
衛生管	都城食肉衛生検査所等	支給要件を満たさないも			善処を要する。(注意事	今後、同一日における複
理課	の特殊勤務手当について	のについては、直ちに戻入			項)	数の出張を確認するため、
- TINK	、過払となっているもの	処理を行った。				職員毎の日別一覧表を作成
	があった。善処を要する	今後、このようなことが				するとともに、旅費システ
	() 本書が)	ないよう内部のチェック体				ムによる旅行命令書の決裁
	。(汪恵事垻 <i>)</i> 	制の強化を図り、適正な事				時に、公用車使用の旅行命
		一部の強化を図り、過止な事				令書を添付するようにし、
		傍処理に労めることとした				
	^ +/* / . / * * * * ^ ~ ~	0 AW WATET				適正な支払事務を行うこと
	食肉衛生検査所庁舎の	今後、業務委託について		1.4.1.7.1	1	とした。
	時間外警備業務委託等に	は、業務の遅滞がないよう		木材利	公の施設における機械	当センターにおける機械
	ついて、契約書の作成が	、必要な契約書の作成が行		用技術	設備の利用について、木	設備の利用については、ホ
	遅れているものが見受け	われているかを年度当初に		センタ	材産業の振興に資するた	ームページにて広く紹介し
	られた。留意を要する。	複数の職員で点検し、再発		_	め広く利用に供するとさ	ているところであるが、企
	(注意事項)	防止を図ることとした。			れているが、企業や団体	業や団体等が参加する会議
中央保	衛生害虫駆除業務委託	今後、契約日が契約締結			等の使用実績がなかった	等においても、積極的な利
健所	等について、契約締結の	期限を超えないよう、財務			。開かれた試験研究施設	用を呼びかけ、利用促進を
	期限内に契約していない	規則等根拠法令について職			として、利用向上に向け	図ることとする。
	ものが見受けられた。留	員への周知徹底を図り、適			た取組が望まれる。(要	また、その企業等の職員
	意を要する。(指摘事項	正な契約事務を行うことと			望事項)	を対象とする機械設備操作
	)	した。				研修会を開催し、利用しや
都城保	捕獲犬の飼育管理手数	捕獲犬の飼育管理手数料	1			すい体制を整える。
健所	料について、調定額の算	の徴収不足について、直ち		工業技	工業技術センター、食	証紙収納事務に当たって
	定を誤り徴収不足となっ	に納入通知書を当該犬の所		術セン	品開発センター及び機械	は、チェック体制の強化を
	ているものがあった。善	有者に交付し、不足分を徴		ター	技術センター手数料等に	行うことで消印漏れ等の再
	処を要する。(注意事項	収した。			ついて、証紙に消印が押	発防止の徹底を図ることと
	)	今後、各担当相互や上司			されていないなど、証紙	した。
		によるチェック体制を強化			収納事務が適正に行われ	今後は、「宮崎県収入証
		し、再発防止に努めること			ていないものが散見され	紙条例施行規則」等に基づ
		し、円井内川に労めること			していないものが队兄され	個本四個日規則」寺に基フ

		17 31 2021 3	 5		
	た。善処を要する。(指摘事項)	き、適正な事務処理に努める。	所	入印紙を収納しているも のや証紙の消印の方法が	務署に還付手続を行っても らった。
児湯農	県営林地の土地建物貸	る。 不足分の貸付料について		適当でないものが見受け	建設業許可更新の申請に
林振興	付料について、調定額の	は、追加徴収を行った。		1	
''' ''' '				られた。善処を要する。	ついては、収入証紙を貼付
局	算定を誤り徴収不足とな	今後は、電柱等設置事務		(指摘事項)	した上で再提出してもらっ
	っているものがあった。	取扱要領に従い適切な事務			た。
	善処を要する。(注意事	処理に努める。			消印の方法が適当でない
	項)				ものについては、速やかに
	狩猟者登録申請手数料	消印の漏れがあった分に			修正を行った。
	について、証紙に消印が	ついては押印を行った。			今後は、決裁時のチェッ
	押されていないものが見	今後、宮崎県収入証紙条			ク体制を強化し、適正な事
	受けられた。善処を要す	例施行規則等に基づき、申			務処理に努める。
	る。(注意事項)	請書類を受理後、複数の職		都城北郷線平佐工区舗	設計書綴りの表紙裏や、
		員で確認することを徹底し		装打換工事について、工	変更予算執行伺時の変更工
		、適正な事務処理に努める		期変更に伴う契約保証の	期の欄に契約保証の内容を
		0		変更手続が行われていな	記載することにより、工期
水産試	臨時的任用職員の通勤	支給不足となっている通		かった。留意を要する。	が変更になる場合は、契約
験場	費用について、支給不足	勤費用について、差額の追		(注意事項)	保証の変更手続も必要であ
	となっているものがあっ	給を行った。			るかを確認できるようにし
	た。善処を要する。(注	今後は、チェック体制の			た。
	意事項)	強化を図るとともに、関係			今後は、変更手続の漏れ
		通知に基づき適正な事務処			がないよう適正な事務処理
		理に努める。			に努める。
	清掃業務委託等につい	直ちに受託者から未提出	日向十	河川敷占用料について	
	て、契約書に定められた	の通知を提出させるととも	木事務		
	現場代理人及び作業員の	に、監督員の指定及び通知	所	徴収となっているものが	
	通知がされていないもの	を受託者へ行った。	'	見受けられた。善処を要	今後は、自動計算(算定
	が見受けられた。	今後は、契約書の記載事		する。(注意事項)	内訳を添付)と手計算によ
	また、自家用電気工作	項等の内容を十分に確認し		) 00 (E.E.F.A)	る二重のチェックと複数職
	物の保安管理業務委託等	、通知等の漏れがないよう			員による精査を行うことで
	について、契約書に定め	適正な事務処理に努める。			、適正な調定に努める。
	られた監督員の指定及び	過止は事例を経じ力のも。	中部港		
	受託者への通知が行われ		湾事務		は、当該職員に対し追給し
	ていないものが見受けら		所	っているものがあった。	た。
	れた。留意を要する。(		1771	善処を要する。(注意事	/-。   今後は、臨時的任用職員
				百姓を安する。(任息事	の休暇処理簿のチェックを
	注意事項)	古とい 松木 日ま 八川 目に		4)	
	水産試験場小林分場に	直ちに検査員を分場長に			確実に行い、適正な事務処
	おける警備業務委託等に	変更し、検査員が監督員を		お書に こいて おくが	理に努める。
	ついて、検査員が監督員	兼ねる状態を解消した。		旅費について、旅行雑	当該案件に係る旅行雑費
	を兼ねているものが見受	今後は、財務規則の関係		費が重複して支給されて	は、当該職員から戻入済み
	けられた。留意を要する	規定を十分に認識し、誤り		いるものが見受けられた	である。
	。(注意事項)	のないよう適正な事務処理		。善処を要する。(注意	今後は、このようなこと
444		に努める。		事項)	のないよう内部のチェック
管理課	証明手数料について、	証紙の消印の方法が適当			体制の強化を図り、適正な
	証紙の消印の方法が適当	でなかったものについては			事務処理に努める。
	でないものが見受けられ	、直ちに宮崎県収入証紙条	油津港		宮崎県ポートセールス協
	た。善処を要する。(注	例施行規則に基づき修正処	湾事務		議会油津委員会については
	意事項)	理を行った。	所	務処理を行っていないな	、これまで宮崎県ポートセ
		今後は、チェック体制を		ど、取扱いが適当でない	ールス協議会が定めた会計
		強化し再発防止に努め、適		ものがあった。留意を要	事務処理要領の読替規定に
		正な事務処理の徹底を図る		する。(注意事項)	より、当該要領を準用して
		0			会計事務処理を行ってきた
日南土	建設業許可更新申請手	誤って収納した収入印紙			ところである。
木事務	数料について、誤って収	については、申請者より税			今回の指摘等を踏まえ、

_		<u> </u>	又		1 1/2 20 + 0 77 0	日(月曜日 <i>)</i>
		平成25年4月1日付けで宮		ンター	学分析業務委託について	率を上回る金額で変更契約
		崎県ポートセールス協議会			、変更契約の手続が適当	を行ったものである。
		油津委員会会計事務処理要			でなかった。留意を要す	今後は、各担当相互によ
		領を制定した。			る。(注意事項)	るチェック体制を強化し、
		今後は、当該要領に基づ				適正な契約手続に努めるこ
		く適正な会計事務処理と円				ととした。
		滑な運営に努める。		宮崎工	日本スポーツ振興セン	今後は、財務規則に定め
北部教	旅費について、自家用	普通旅費について、在勤		業高等	ター共済掛金について、	られた領収証を交付し、徴
育事務	車利用時の車賃計算を誤	地内居住者自宅から在勤公		学校	財務規則に定められた領	収した現金は直ちに指定金
所	り支給不足となっている	署間の陸路分を誤って減額			収証が交付されていない	融機関へ払い込むとともに
	ものがあった。善処を要	調整のうえ支給していたた			ものや指定金融機関への	、定期的に領収証の交付状
	する。 (注意事項)	め、当該職員に対し減額調			払込みが遅れているもの	況及び指定金融機関への現
		整分を追給した。(平成24			が散見された。留意を要	金の払込み状況の確認を行
		年12月21日支給済)			する。 (指摘事項)	うなど、適正な会計処理に
		今後は、職員が相互に確				努めることとする。
		認を行うなどチェック体制		宮崎商	準公金について、収入	本件は、売店会計につい
		を強化し、適正に執行する		業高等	調書を作成せずに受入れ	て、毎日受入れを行ってい
		0		学校	を行っているなど、取扱	るものの、収入調書の作成
美術館	図録販売等に伴う収納	今後は、払込みの遅れが			いが適当でないものがあ	を金融機関に入金する月曜
	金について、指定金融機	生じないよう、現金取扱事			った。留意を要する。(	、水曜、金曜日毎に行って
	関への払込みが遅れてい	務に係るチェック体制を強			注意事項)	いたもの及び預金口座管理
	るものが見受けられた。	化し、関係通知に基づく取				簿に登載していない口座が
	留意を要する。(指摘事	扱いを徹底することとした				あったものである。
	項)	0				該当の口座は預金口座管
	公衆電話委託手数料に	監査後、直ちに適正な受				理簿に登載した。
	ついて、受入処理が適当	入処理を行うための事務手				今後は、宮崎県教育委員
	   でないものがあった。善	   続を完了した。				会準公金等取扱規程に基づ
	処を要する。(注意事項	今後は、公衆電話類設置				き、適正な管理及び取扱い
		事務取扱要領に基づき、適				を行うこととする。
		正な事務処理を行うことと		宮崎海	海事保安指導等業務委	本件は、海事保安指導等
		した。		洋高等	   託について、契約書の作	業務委託において、4月に
総合博	米良の民家茅葺き屋根	本件は、米良の民家茅葺		学校	成が大幅に遅れていた。	処理すべき契約事務が10月
物館	修繕工事について、工期	き屋根修繕工事において、			留意を要する。(指摘事	までなされていなかったも
	満了後に変更契約を締結	   当初の工事期間満了後に工			項)	のである。
	していた。留意を要する	   事内容変更の契約を締結し				今後は、財務規則等関係
	。(注意事項)	ていたものである。				   法令にのっとって適正に事
		監査終了後に、変更契約				務を執行するとともに、学
		の事務処理の手順と必要書				校内におけるチェック体制
		類について再度確認を行っ				の強化を図ることとする。
		た。		日南高	旅費について、支払事	本件は、職員の航空機利
	自動火災報知器設備復	本件は、自動火災報知器	1	等学校		用に係る旅費について、旅
	旧工事等について、監督	設備復旧工事等において、		3 3 1	いるものがあった。留意	行後精算時における領収書
	員の選任及び文書による	監督員の選任と文書による			を要する。(注意事項)	の確認が十分に行われてい
	通知が行われていないも	通知を行っていなかったも			「一一」	なかったものである。
	のが見受けられた。留意	のである。				監査指摘後、速やかに領
	を要する。(注意事項)	監査終了後、直ちに事務				収書の確認を行った。
	こ久ァッの (江心宇気/	処理について確認を行った				今後は、旅費精算時のチ
						ェックを強化し、適正な事
		。   今後は、適切な事務処理				務処理に努める。
		を行うよう複数での確認体		日南振	日本スポーツ振興セン	今後は、共済掛金を収納
		制を強化し、再発防止に努		徳高等	ター共済掛金について、	
				学校	指定金融機関への払込み	12日付け 295-1678総務部
抽华子		める。 大仏は 亦再初始の手续		子仪		
埋蔵文	長野遺跡・舟川第2遺	本件は、変更契約の手続			が遅れているものが散見	長・会計管理者通知に基づき、適切な合計加理に扱め
化財セ	跡整理作業に係る自然科	の際に、当初契約時の落札			された。	き、適切な会計処理に努め

平风	25 年 9 月 9 日 (月曜日 	1) 男 2521 亏	Ė	목'	<u> </u>		公	羊区 工	
	また、調定日を誤って	ることとする。				の払込	みが遅	れているも	払込みが遅れないように、
	いた。留意を要する。(	また、調定日については				のがあ	った。	留意を要す	財務規則第44条第3項の規
	指摘事項)	、平成24年2月27日付け05				る。(	指摘事	項)	定に留意し、掛金徴収後、
		50-1953スポーツ振興課長							適正な時期に指定金融機関
		通知を再確認し、通知に従							へ払い込むよう適正な会計
		った処理を行い、適切な会							処理に努めることとする。
		計処理に努めることとする		延	岡商	旅費	につい	て、自家用	本件は、職員の自家用車
		0		業活	高等	車利用	時の車	賃計算を誤	利用時の旅費について、旅
	県立学校体育施設照明	証紙収納簿の収入金額の		学村	校	り過払	となっ	ているもの	行行程に変更が生じていた
	施設使用料について、証	誤りについては、直ちに訂				があっ	た。善	処を要する	が、確認が十分に行われて
	紙収納簿に登記する収納	正を行った。				。(注	意事項	j)	いなかったことにより、過
	金額を誤っているものが	今後は証紙収納簿に登記							払となっていたものである
	あった。善処を要する。	する際の確認と、証紙収納							0
	(注意事項)	確認表での確認を徹底し、							監査指摘後、速やかに旅
		適切な会計処理に努めるこ							費の戻入の手続を行った。
		ととする。							今後は、旅行行程に係る
	物品購入について、年	本件は、印刷機のインク							   チェックを強化し、適正な
	間の購入金額が多額であ								事務処理に努める。
	るにもかかわらず、定期	、定期的に同一業者と随意		延	<b>岡星</b>	高等	学校入	 学料につい	本件は、高等学校入学料
	的に同一業者と10万円未			雲高	高等	て、証	紙に消	印が押され	について、納付書に貼付さ
	満の随意契約を行ってい	2 21 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		学村				が散見され	れた証紙に消印が漏れてい
	るものが散見された。留	今後は、年間単価契約に						する。(指	たものである。
	意を要する。(注意事項	よる購入を行い、物品購入				摘事項			監査実施後直ちに、消印
	)	に係る事務処理を適正に行							の押印を行った。
		うこととする。							今後は、消印漏れがない
小林高	日本スポーツ振興セン	財務規則及び日本スポー							よう、チェック体制を強化
等学校	ター共済掛金について、	ツ振興センター共済掛金に							し、適正な事務処理に努め
	財務規則に定められた領								る。
	収証が交付されていない	、今後、共済掛金を収納し					剪定業	務委託につ	今後は、財務規則等関係
	ものが散見された。	た際には、財務規則に定め						結時に必要	
	また、納入期限を誤っ							担行為が行	務を執行するとともに、学
	ていた。留意を要する。	らに、納入期限についても				われて	いなか	った。留意	校内におけるチェック体制
	(指摘事項)	慎重に確認するなど、適切						指摘事項)	の強化を図ることとする。
		な会計処理に努めることと						の報酬につ	本件は、非常勤職員の出
		する。						が作成され	動簿を作成しておらず、業
	旅費について、自家用	本件は、職員の自家用車				ていな	いもの	があった。	   務実施記録簿のみを整備し
	車利用時の車賃計算を誤	利用時の旅費について、旅				留意を	要する	。(指摘事	ていたものである。
	り支給不足となっている	行後精算時における行程距				項)			監査実施後、再度確認し
	ものが見受けられた。善	離の計測確認が十分に行わ							、出勤簿の整理を行った。
	処を要する。(注意事項	れていなかったことにより							今後は、人件費に係る事
	)	  、支給不足となっていたも							   務について、適正な事務処
		のである。							理に努める。
		監査指摘後、速やかに旅				旅費	につい	て、旅行命	本件は、県以外の機関か
		費の追給の手続を行った。						れていない	らの依頼により別途旅費が
		今後は、旅費精算時のチ						。留意を要	支給される出張について、
		ェックを強化し、適正な事				する。			職員の旅行命令書が作成さ
		務処理に努める。				Ŭ		- "	れていなかったものである
高鍋農	日本スポーツ振興セン	振替不能による現金徴収							
業高等	ター共済掛金について、	分については、財務規則第							。   今後は、書類の整備を徹
学校	領収証番号が記載されて	44条第1項の規定に留意し							底し、適正な事務処理に努
110	いないなど、領収証の発	、領収証は一連番号で整理							める。
	行手続が適当でないもの	、保管するよう適正な会計		富月	島高	日本	スポー	 ツ振興セン	共済掛金の学校への振替
	が散見された。	処理に努めることとする。			学校			について、	が完了した後、直ちに共済
	また、指定金融機関へ	また、指定金融機関への		"	- 1/2			への払込み	掛金を指定金融機関へ払い
1	2 12 1日7 平月7 12 12 7	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1			1 11 /4_31/4	1/XI/V	- 124	~ 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

		<u>古 响 宋 7</u>	Z FIX		1,30 =0 1 0 7,7 0	口 (万曜日) 另 2021 万
	が遅れているものがあっ	込むよう、担当者のみ	みなら		)	今後は、その紙面と証紙
	た。留意を要する。(指	ず、事務部全体で把握	量し、			の彩紋にかけて消印を明瞭
	摘事項)	払込みが遅れないよう	注意			に押すこととした。
		喚起を行いながら、通	適正な		旅費について、宿泊料	本件は、担当者会議への
		会計処理に努めること	ことす		調整の誤りにより過払と	出張において、食糧費を支
		る。			なっているものがあった	出していたが、旅費の宿泊
	扶養手当について、認	本件は、職員の扶養	<b></b>		。善処を要する。(注意	料の調整を行っていなかっ
	定誤りにより過払となっ	について、配偶者の所	<b>斤得要</b>		事項)	たものであり、平成25年1
	ているものがあった。善	件に係る事後確認が一	<b>十分</b> に			月25日に戻入手続を完了し
	処を要する。(指摘事項	行われていなかったこ	ことに			た。
	)	より、支給要件喪失の	D届出			今後は、食糧費の支出を
		がされず過払となって	こいた			伴う出張については、ダブ
		ものである。				ルチェックを行うなど確認
		監査指摘後、速やか	いに手			作業を徹底し、適切な処理
		当額の戻入手続を行っ	った。			を行うこととした。
		今後は、認定に係る	3 チェ		準公金について、収入	本件は、市町村運営協議
		  ックを強化し、事後研	産認を		調書を作成せずに受入れ	会で無線資格取得のための
		徹底することにより耳	<b>耳発防</b>		を行っているなど、取扱	講習会を開催した時に、講
		止に努める。			いが適当でないものが散	習料を出納簿には記載して
高千穂	旅費について、旅行雑	本件は、同一日に初	复数の		見された。留意を要する	いたが収入調書を作成して
高等学	費が重複して支給されて				。(注意事項)	いなかったものである。
校	いるものが見受けられた	ついて、旅行後精算時	寺にお		(11111111111111111111111111111111111111	今後は、入金した時には
	。善処を要する。(注意	ける確認が十分に行れ				、必ず収入調書を作成の上
	事項)	いなかったことにより				、適切な取扱いを行うこと
	3.30	行雑費が減額されてい				とした。
		ったものである。	5.77	東臼杵	字 狩猟免許更新申請手数	消印の漏れがあった分に
		監査指摘後、速やが	いに旅	農林振	料について、証紙に消印	ついては押印を行った。
		費の戻入の手続を行っ		興局	が押されていないものが	今後、宮崎県収入証紙条
		今後は、旅費精算時	-	94/IIJ	見受けられた。善処を要	例施行規則等に基づき、申
		ェックを強化し、適コ			する。(注意事項)	請書類を受理後、複数の職
		・	口(4)事		9つ。(任息事項)	間音類を支柱後、複数の職員で確認することを徹底し
児湯る	   特別支援学校医療的ケ	減額の誤りについて	一切			、 適正な事務処理に努める
ぴなす	ア実施事業委託について					、週上は事務処理に労める
支援学	、契約額から減額する単	で、契約額を適正な客				0
校	(大利報がら減額する年) 価を誤っていた。留意を	正し、正当な額による				
	要する。(注意事項)	」正し、正当な顔による 一変更を行った。	2 天市1	かくは	八左母卒は田料につい	本件は、行政財産の目的
	安りる。(仕尽争垻)		∕r hπ τ⊞	総合博	公有財産使用料につい	
		今後は、適切な事務		物館	て、調定事務が遅れてい	外使用許可に係る使用料徴
		を徹底するため、チョ			るものがあった。留意を	収事務において、調定時期
77 177 )		体制の強化を図ってい			要する。(注意事項)	が適切でなかったものであ
延岡し	日本スポーツ振興セン	財務規則及び日本ス				る。
ろやま	ター共済掛金について、	ツ振興センター共済排				監査終了後に、再度事務
支援学	財務規則に定められた領					処理の手順について確認を
校	収証が交付されていない		ビ凶っ			行った。
	ものが散見された。留意	_				今後は、適切な事務処理
	を要する。(指摘事項)	今後は財務規則に気				を行うよう職員の指導を徹
		れた領収証による交付				底するとともに、チェック
		い、適正な会計処理は	こ努め			体制を強化し、再発防止に
		ることとする。				努める。
2 県の核				児湯る	旅費について、自家用	本件は、職員の自家用車
消防保	危険物取扱者免状交付	本件は、証紙の消日	7位置	ぴなす	車利用時の車賃計算を誤	利用時の旅費について、旅
安課	手数料等について、証紙	について、申請書紙面	面と証	支援学	り過払となっているもの	費支払時における行程の確
	の消印の方法が適当でな	紙の彩紋にかけて消日	が明	校	があった。善処を要する	認が十分に行われていなか
	いものが散見された。善	瞭に押されていなかっ	ったも		。(注意事項)	ったことにより、過払とな
	処を要する。(指摘事項	のである。				っていたものである。
$\bot$	i .	1		1	I.	

監査指摘後、速やかに旅費の戻入の手続を行った。	
費の戻入の手続を行った。	
今後は、書類作成時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。   宮崎病   旅費について、自家用   宿泊を伴わない 2 日間の   旅行に際し、 2 日分を一つ   の行程として車賃を計算し   ものがあった。善処を要する。 (注意事項)   整を、平成24年 4 月に再測   定された通勤距離によらずに従来の通勤距離によら調   整を行っていたため、支給   不足が生じたものであり、   指摘を受けて早速再計算の   上不足分を追給した。	
エックを強化し、適正な事務処理に努める。   宮崎病   旅費について、自家用   宿泊を伴わない2日間の   旅行に際し、2日分を一つ   り支給不足となっている   ものがあった。善処を要する。(注意事項)   整を、平成24年4月に再測   定された通勤距離によらず   に従来の通勤距離により調整を行っていたため、支給   不足が生じたものであり、   指摘を受けて早速再計算の   上不足分を追給した。	
務処理に努める。	
宮崎病 旅費について、自家用 宿泊を伴わない 2 日間の 旅行に際し、 2 日分を一つ り支給不足となっている ものがあった。善処を要 する。 (注意事項) 整を、平成24年 4 月に再測 定された通勤距離によらず に従来の通勤距離によらず に従来の通勤距離により調 整を行っていたため、支給 不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
院 車利用時の車賃計算を誤 旅行に際し、2日分を一つ り支給不足となっている の行程として車賃を計算し 、重ねて、通動手当との調 整を、平成24年4月に再測 定された通勤距離によらず に従来の通勤距離により調 整を行っていたため、支給 不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
院 車利用時の車賃計算を誤 旅行に際し、2日分を一つ り支給不足となっている の行程として車賃を計算し 、重ねて、通勤手当との調 整を、平成24年4月に再測 定された通勤距離によらず に従来の通勤距離により調 整を行っていたため、支給 不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
り支給不足となっている ものがあった。善処を要する。(注意事項)	
ものがあった。善処を要する。 (注意事項)	
する。(注意事項) 整を、平成24年4月に再測 定された通勤距離によらず に従来の通勤距離により調 整を行っていたため、支給 不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
定された通勤距離によらず に従来の通勤距離により調 整を行っていたため、支給 不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
に従来の通勤距離により調整を行っていたため、支給不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
に従来の通勤距離により調整を行っていたため、支給不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
整を行っていたため、支給 不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
不足が生じたものであり、 指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
指摘を受けて早速再計算の 上不足分を追給した。	
上不足分を追給した。	
に努める。	